## ライフハウス湘南辻堂 有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 2017 年 7 月 25 日

### 1 事業主体概要

1 事未工件例女				
事業主体名	株式会社生	活科学運営		
代表者名	代表取締役	社長 浦田慶信		
所在地	東京都港区	芝四丁目2番3号		
電話番号/FAX番号	電話03-542	7-3177 FAX03-5427-3	171	
ホームページアドレス	http://www.	.seikatsu-kagaku.co.	jp/	
資本金(基本財産)	資本金 10	0,000 千円		
主な出資者(出捐者)とそ	長谷エシニ	アホールディングス	100%	
の金額又は比率 ※1				
設立年月日	1991年(平	成3年)9月26日		
	(収益)	7,710,488千円		
直近の事業収支決算額 ※2	(費用)	7, 169, 127千円		
	(損益)	+541,361千円	(2017年3月31日現在)	
会計監査人との契約	無			
	介護保険指	定事業(介護予防特定)	施設入居者生活介護、特定施設	
	入居者生活	介護、介護予防小規模	多機能型居宅介護、小規模多機	
他の主な事業	能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、看護小規模			
他の主な事業	多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症			
	対応型通所	介護、認知症対応型通	所介護、介護予防短期入所生活	
	介護、短期	入所生活介護)に関わ	る一切の業務	

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を 記入。
- ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

### 2 施設概要

施設名	ライフハウス湘南辻堂				
	類型		1 介護付(一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型		
	居住の権利形	能	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式		
	70 E 77/	765	3 終身建物賃貸借方式		
施設の類型	   入居時の要件		1 自立・要支援 2 要介護 3 要支援・要介護		
及び表示事	//A門の安日		4 自立・要支援・要介護		
項			1 県指定介護保険特定施設		
· 久			(番号 、指定年月日 )		
	介護保険		介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密		
			着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型)		
			2 介護保険在宅サービス利用可		
	居室区分		1 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり		

	介護に関わる	職員体制	: 以上				
			1 提携ホーム利用可( )				
			2 提携ホーム移行型(シニアハウス湘南辻堂 他)				
	担無ようの		─ ※一定の要介護状態	になった場	場合は、入居契約書は	こ基	
	提携ホームの	7利用等	づいて会社の指定す	る介護居室	室に住みかえとなりま	ます	
			。この場合、一般居	室の利用権	権が承継されますので	で追	
		;	加費用はありません	/o			
開設年月日		2018年3月1	日(予定)				
施設の管理者	:氏名	大澤 由美	子(予定)				
所在地		藤沢市羽鳥	一丁目1番60号				
電話番号		0466-35-015	55				
交通の便 ※:	3	JR東海道線	「辻堂」駅 徒歩1	3分(1,00	00m)		
ホームページ	アドレス	未定					
		権利形態	所有 ・ 借地				
		(借地の場合	 の契約形態) 通常	借地契約•	定期借地契約		
敷地概要 ※	4	(借地の場合	の契約期間)	年 月 日	日~ 年 月 日		
		(通常借地契	!約における自動更親	断条項の有	無) 無・有		
		敷地面積5,1	$140.71\mathrm{m}^2$				
		権利形態	所有 ・ 借家				
		(借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約					
		(借家の場合の契約期間) 年 月 日~ 年 月 日					
		(通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有					
7-31-11-1/20-1-1111		建物の構造	鉄筋コンクリー	卜造			
建物概要			地上4階建(耐)	火・準耐火	<ul><li>その他)</li></ul>		
		延床面積 5,229.63㎡ (うち有料老人ホーム3,703.26㎡)					
		建築年月日 2018年1月29日建築(予定)					
		改築年月日	年 月 日改	築			
		建築確認の	用途指定 有料老人	ホーム・そ	その他(	)	
		居室総数	47室 定	員91人(一	時介護室を除く)		
		(内訳)					
			居室定員	室数	面積		
			個 室	47室	$38.58 \mathrm{m}^2 \sim 61.26 \mathrm{m}^2$		
		民党	うち2人定員	44室	$43.00\mathrm{m}^2\sim61.26\mathrm{m}^2$		
居室、一時介	護室の概要	居室	2人部屋(相部屋)	室	m²∼ m	$\hat{\mathbf{l}}^2$	
			人部屋 (相部屋)	室	m²∼ m	$\hat{\mathbf{l}}^2$	
			個 室	室	m²∼ m	<sup>2</sup>	
		一時介護	2人部屋(相部屋)	室	$m^2 \sim m^2$	î 2	
		室	人部屋 (相部屋)	室	$m^2 \sim m^2$	î 2	
			•		•		
		•					

	食堂・多目的室	設置階 1階	(125. 21 m²)		
	サークル室	設置階 1階	(48. 75 m²)		
	一般浴室	設置階 1階2ヵ所	$(48.79 \mathrm{m}^2)$		
	脱衣室	設置階 1階2ヵ所	$(30.36\text{m}^2)$		
	共同トイレ	設置階 1階3ヵ所	$(17.85 \mathrm{m}^2)$		
	ラウンジ	設置階 1階	$(25.11\mathrm{m}^2)$		
共用施設・設備の概要(設	事務室	設置階 1階	$(28.98 \mathrm{m}^2)$		
置箇所、面積、設備の整備	面談室	設置階 1階	(8. 62 m²)		
状況等)	宿直室	設置階 1階	$(6.57 \mathrm{m}^2)$		
	エレベーター ※5	1基(うちストレッチャー搬入可1	基)		
	スプリンクラー	設置箇所 一般浴室、共同トイレを	除く共用部全般		
	居室のある区域の廊下 幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.4	4m~1.8m)		
	消火器	無・有			
	自動火災報知設備	無・有			
	火災通報設備	無・有			
消防用設備等	スプリンクラー	無・有			
	防火管理者	無・有			
	防災計画(水害・土砂災害 無っち				
	を含む)無・有				
	(緊急通報装置等の種類及び設置箇所)				
	緊急通報用押しボタンとペンダント型無線送信機を一般居室全				
	室に設置。緊急通報用緊急コールを共用のトイレ、一般浴室に設				
  緊急通報装置等緊急連絡	置。				
•安否確認					
	(安否確認の方法・頻度				
	朝1回、安否確認ボードによる安否確認。夜間緊急時には当直者				
	及び併設されるシニアハウス湘南辻堂の夜勤介護職員が緊急対応				
	O The Market Mar	· / / =# /   \	. \		
		こ(介護付き有料老人ホー	-ム)		
	神奈川県指定介護保険特定施設				
	(番号	、指定年月日	)		
日一動地内の併乳物型フ	面積:1482.07㎡				
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※6	辻堂倶楽部(小規模多機能型居宅介護) 企業保险事業所委員				
はず未川寺ツ帆安 常り	介護保険事業所番号 面積:217.25㎡				
	国槓: 217.25 m   地域交流スペース				
	面積:34.81㎡				
	<u>ши ру</u> . О 1. О 1 III	※共に株式会社生活	舌科学運営が主体		
有料老人ホーム事業の提 携ホーム及び提携内容	会社の指定する介護居室	このある施設への住みかえを			
	) > = HE+// > // //		and the late of the		

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算する こと。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

### 3 利用料 ※ 7

### (1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		育	が払い方式	月払い方式	選択方式
入院等による不 る利用料金(月払 扱い		3			、管理費については 7 ヶ r) となります。
利用料金の改定	条件 手続き 方法			発表する消費者物価指数を聴いた上で行います。	数及び人件費等を勘案し、

### (2) 前払い方式

(2) 前払い方式						
費用の支払方法 ※9	入居一時金は契約締結時に支払い、月額利用料その他は毎月の請求に					
50710 · 500, 500 IE · 700 ·	より口座引き落としによる月払い。					
敷 金	無・有( 円、家賃相当額の か月分)					
	1 法第29条第6項に規定される前払金					
	《入居一時金》					
	入居一時金については、契約締結時の年齢に応じてお支払いただき					
	ます。お二人同時にご契約される場合は、いずれか若い方の年齢が対					
	象となります。					
	例 80歳で入居の場合					
	●前払い方式					
	入居一時金:3,120万円~5,060万円					
	●一部月払い方式					
前払金	入居一時金:2,560万円~4,510万円					
(介護費用の前払金を除	家賃:3万円/月額					
<)	≪追加入居一時金≫					
	契約締結後に、入居者を追加する場合は、追加される方の契約締					
	結時年齢に応じて追加入居一時金が必要になります。(追加入居が					
	認められるのは、当初の契約締結後から3年以内、且つ、追加入居					
	者が追加入居契約時点で65歳以上の場合です) 想定居住期間は、追					
	加入居契約締結時の入居一時金想定居住期間に準じます。但し、お					
	二人同時に契約する場合は、免除となります。					
	例 80歳で追加入居契約締結の場合					
	●追加入居一時金:11,000,000円					

	≪付加金≫					
		歳以上 65 歳未満の場合には、65 歳~6				
		に至るまでの費用を、付加金としてお				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
前払金		次の算定式で算出し、千円未満は切り				
(介護費用の前払金を	上げとします。二人入居の場合	には、いずれか若い方の年齢が対象と				
除く)	なります。					
	付加金 = 65歳~69歳の場	合の入居一時金				
	×満 65 歳まで	の月数 <sup>※</sup> ÷204ヶ月				
	※ 満65歳までの月数とは、契約締結!	日が属する月から満65歳の誕生日が属する月				
	の前の月までとします。	, ,,, , , , , , , , , , , , , , , ,				
	v2Hi(v2)1 & C C C & y 0					
	<b>キカック・ロナ・ケナ・                                 </b>	担力只任地問				
	契約時年齢	想定居住期間				
想定居住期間又は償	65歳~69歳	204ヵ月(17年)				
却期間	70歳~85歳	156ヵ月(13年)				
	86歳~	108ヵ月(9年)				
	※2名以上である場合には、いずれ	 1か若い方の年齢が対象となります				
算定の基礎		想定居住期間を超えて契約が継続す				
(内訳)	る場合に備えて受領する額	元のと、日本の時代となって、マンスが、7年のよう				
(1.14/7)		の居室の償却月数で償却する下記の算				
		日から起算して 90 日以内に返還しま				
	す。					
	返還にあたっては、居室の原状回復のための実費を差し引かれる場合					
	があります。					
	それぞれの居室の償却月数経過後、返還金はなくなりますが、追加の					
	入居一時金も必要ありません。					
	≪入居一時金≫					
	(入居者が契約締結時 65 歳以上であって、契約が終了した場合)					
	(返還金算定式)					
	返還金=入居一時金-入居一時金×15%-					
	(家賃相当額 <sup>※1</sup> ×経過月数 <sup>※2</sup> )					
	※1 家賃相当額=入居一時金×85%÷想定居住期間					
   解約時の返還金	※2 償却開始日及び契約終了日が属する月は日割り計算					
	≪追加入居一時金≫ ※お二人とも解約となった場合					
(算定方法等)	(追加入居者の返還金算定式)					
	返還金=追加入居一時金-追	加入居一時金×15%-				
		(家賃相当額 <sup>※1</sup> ×経過月数 <sup>※2</sup> )				
	※1 家賃相当額=	追加入居一時金×85%÷想定居住期間				
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					
		び契約終了日が属する月は日割り計算				
	≪付加金≫					
	(付加金返還金算定式)					
	返還金=入居一時金及び付加	金-入居一時金及び付加金				
	×15%- (家	[賃相当額*1×経過月数*2)				
	※1 家賃相当額 =入居-	一時金 及び付加金× 85%				
	-	÷ (償却月数+満 65 歳までの月数)				
		終了日が属する月は日割り計算				
	それぞれ想定居住期間を超える場合、返還金はありません。					
	家賃相当額の追加徴収も行いません。					

	解約時の返還金( 算定方法等)	≪短期解約特例≫ 償却開始日より3ヶ月以内の解約の場合は、償却開始日から契約終了 日までに係る日割り分を除き、全額返還します。 返還金=入居一時金 — (家賃相当額* ÷ 30 × 利用実日数 ) ※家賃相当額 = 入居一時金 × 85% ÷想定居住期間						
	返還の対象となら ない額の有無	無 · 有 入居-	一時金の15	%相当	額			
	初期償却の開始日	入居日(鍵の引き	き渡し日)					
介	護費用の前払金	円	~	Р	]			
	算定の基礎(内訳)							
	解約時の返還金( 算定方法等)							
	返還の対象となら ない額の有無	無·有(	円)	)				
	初期償却の開始日							
月	額利用料	(一人入居の場合) (二人入居の場合)				80 円/月 60円/月		
	年齢に応じた金額 設定	無・有						
	要介護状態に応じ た金額設定	無・有						
		月額利用料	内 訳 (円)					
			管理費	介護費用	食費※	光熱 水費	家賃 相当額	その他
		169, 530円 (1人入居)	108, 000	_	61, 530	実費	-	_
	料金プラン <b>※</b> 10	290, 460円 (2人入居)	167, 400	_	123, 060	実費	_	_
		199,530円 (一部月払い方式の場合 ・1人入居)	108, 000	-	61, 530	実費	30, 000	-
		※ 1ヶ月を30日と				額です。		
		朝食432円 昼	圣食777円		:842円	-f- 1 -f-1	<b></b>	
		管理費	事務、管理為の人件費品に係る費品	<b>貴、共</b> 月	用施設等の		-	
		介護費用	_					
	算定根拠 ※11	食費	食材費、認 る費用相当		 ひ人件費、	光熱水質	費、消耗品	引にかか
		光熱水費	_					
		家賃相当額(一部	ハウス(昂		 ブ共用施設	と等) をき	利用するだ	きめの費
		月払い方式のみ)	用相当額					
		744 74. 4 . 77	\14   H — HV					I

月額利用料に含まれ ない実費負担等 ※ 12

○利用者の個別的な選択によるサービスが発生する場合は、都度利用料 が発生します。

詳細は、介護サービス等の一覧表に記載しております

○個人の選択による損害賠償保険にご加入ください。

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額 ( 割の場合)
要介護1	円	円
要介護 2	円	円
要介護3	円	円
要介護4	円	円
要介護 5	円	円

冬種加質の状況

合性川昇の状況			
個別機能訓練加算	(無・有)		
夜間看護体制加算	(	無・有)	
医療機関連携加算	(	無・有)	
看取り介護加算	(	無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I)	
総知延号門グノ加昇	( <del>無</del> ・有 <i>)</i> 	( [[ )	
		(I) \( \tau \)	
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I) ¤	
リーころ症候体制強化加昇		(II)	
		(Ⅲ)	
		I	
		П	
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ш	
		IV	
		V	

介護保険に係る利用 料

**※**13

(適用を受ける場合 は、市区町村から交 付される「介護保険 負担割合証」に記載 された利用者負担の 割合に応じた額)

### 介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額 ( 割の場合)
要支援1	円	円
要支援2	円	円

各種加質の状況

ロイモルロチャンかいひに			
個別機能訓練加算	(無・有)		
医療機関連携加算	(	無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I)	
	()/// 11)	(Ⅱ)	
		(I) \( \tau \)	
   サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I) ¤	
9 日外提供的照信加昇		(II)	
		(Ⅲ)	
		I	
		II	
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ш	
		IV	
		V	
	•		

# (3) 月払い方式

	114 W	+/		n ##41 m	alal or or the	<del> </del>	+ 10- 1	) <sub>0</sub>
費用の支払方法		敷金は契約締結時に支払い、月額利用料その他は毎月の請求により口座引						
<b>※</b> 9		き落としによる月払い。						
敷金		無・有 家賃	賃の3ヵ月	相当分				
月額利	田彩	(一人入居の場合)			404, 73	0 円/月		
力(銀作)	M14	(二人入居の場合)			525, 66	60円/月	]	
年齢に応じた金額設定		無·有						
	護状態に応じ 額設定	無·有						
					内 訳	(円)		
		月額利用料	管理費	介護 費用	食費※1	光熱 水費	家賃 相当額 <sub>※2</sub>	その他
	料金プラン	404,730円 (1人入居)	108,000	_	61,530	実費	235, 200	
	※10	525,660円 (2人入居)	167, 400	_	123, 060	実費	235, 200	
		<ul> <li>※1 1ヶ月を30日とし、全食注文した場合の金額です。 朝食432円 昼食777円 夕食842円</li> <li>※2 契約年齢を80歳とした入居一時金平均価格(3,670万円)より算出。 2名以上である場合には、いずれか若い方の年齢が対象となります。</li> </ul>						
<u></u>		事務、管理部門の人件費、自立支援サービス提供の為 管理費 の人件費、共用施設等の維持管理費、備品、消耗品に 係る費用相当額						
	算定根拠 ※11	介護費用	_					
		食費	食材費、調理員の人件費、光熱水費、消耗品にかかる 費用相当額					
		光熱水費	_					
		家賃相当額	ハウス (居室及び共用施設等) を利用するための費用 相当額					
		その他	_					
月額利用料に含まれ ない実費負担等 ※12		○利用者の個別的な 発生します。 詳細は、介護サー						利用料が
		○個人の選択による					<i>,</i> 0	

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額 ( 割の場合)
要介護 1	円	円
要介護 2	円	円
要介護3	円	円
要介護4	円	円
要介護 5	円	円

各種加算の状況

(無・有)			
(無・有)			
(無・有)			
(無・有)			
(無。右)	(I)		
(無・有)	(II)		
	(Ⅰ) イ		
(無・有)	(I) ¤		
	(Ⅱ)		
	(Ⅲ)		
	I		
	П		
(無・有)	Ш		
	IV		
	V		

介護保険に係る利用 料 **※**13

(適用を受ける場合 は、市区町村から交 付される「介護保険 負担割合証」に記載 された利用者負担の介護予防特定施設入居者生活介護 割合に応じた額)

(1か月30日の例)

区分	月 額	<b>利用</b> 和	皆負担額 (	割の場合)
要支援1		円		円
要支援 2		円		円

### 各種加質の出況

個別機能訓練加算	(無・有)			
医療機関連携加算	(無・有)			
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I)		
即从此一个一个	( <del>////</del> '/1)	(Ⅱ)		
		(I) \( \tau \)		
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(I) ¤		
り。ころ旋跃性間強化加昇		(Ⅱ)		
		(Ⅲ)		
		I		
		П		
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ш		
		IV		
		V		

#### (4) 共通事項

改定ルール (勘案する要素及び	所在地の自治体に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案し、
改定手続等)	運営懇談会の意見を聞いた上で行う。
前払金の返還金の保全措置	(公益社団法人全国有料老人ホーム協会の 入居者生活保証制度*に加入) ※事業者が個別入居者について協会に拠出金を 支払うことにより万一倒産等に至り、入居者ので 無・有 べてが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から 入居契約が解除された場合に、償却期間終了後に おいても保証金として500万円が入居者に支払われる。(500万円は前払い金総額に対する保証額)
サービスの提供に伴う事故等 が発生した場合の損害賠償保 険等への加入	無・有 有の場合の保険名(介護賠償責任保険)
消費税の対象外とする利用料	入居一時金
等	なお、それ以外の費用は消費税を含んだ金額です。
短期利用の設定 (短期利用特定 施設入居者生活介護の届出が ある)	無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

- ※7 消費税を含む総額表示とすること。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

### 4 サービスの内容

# (1) 全体の方針

運営に関する方針	利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
サービスの提供内容に関する特色	【自立支援サービス】  ご入居者に対して、退院後や要介護認定申請中、  ケアプランを元にサービスをいたします。(※介護保険の申請を前提とした認定時までのサービス)

サービスの提供内容に関する特色	【健康管理・増進サービス】 健康診断(年 1 回は管理費内にて実施)、健康相談、毎日の安否確認、健康体操等 【治療への協力サービス】 お見舞い、入退院時の対応、緊急時の対応など 【食事サービス】 1日3食の提供 【生活相談・助言サービス】 各種相談、助言など 【生活サポートサービス】 タクシーの手配、クリーニング店や宅配業者の取次ぎ、電球の取り替え、水つまり応急処置などのフロントサービス、病気時のおかゆ等軟食対応・配下膳・布団干し・簡単な居室清掃など 【コミュニケーションサポートサービス】 イベント企画、生きがい支援など 【ハウスが提供する介護サービスの内容、頻度、
	費用負担】
	別添介護サービス等の一覧表をご参照下さい。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし

# (2) 介護サービスの内容

月額利用料(介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く)に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	①毎日の安否確認 ②緊急時対応 ③フロントサービス(タクシーの手配、クリーニング店や宅配業者の取次ぎ、電球の取り替え、水つまり応急処置など) ④病気の時の対応(おかゆなど軟食対応、配下膳、布団干し、簡単な居室清掃など) ⑤緊急時の対応(夜間でも、緊急通報により居室に伺い、協力医や救急車に連絡をとり対応します。) ⑥入退院時の対応(お見舞い、病院への付添いなど) ⑦自立支援サービス(退院後や介護認定を取るまでの期間、ケアプランを元にサービス提供。)
	食 費	1日3食の提供(特別食、来客食を含む)
	その他	レクレーション、サークル活動等

(介護予防)特定施設入居者 生活介護による保険給付及 び介護費用によりホームが 提供する介護サービスの内 容・頻度等 月額利用料に含まれない実 費負担の必要なサービスと その利用料 一部又は全部の業務を委託 する場合は委託先及び委託	別添 介護サービス等の一覧表による 別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による 未定
内容 ※14	
苦情解決の体制(相談窓口、 責任者、連絡先、第三者機関 の連絡先等) ※15	<ul> <li>【ライフハウス湘南辻堂の体制】</li> <li>・窓口担当者:ハウス長</li> <li>・窓口の設置:相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。</li> <li>・ご利用時間:担当者勤務日における午前9時~午後5時30分</li> <li>(事情により即時に対応できない場合は、後日回答となる場合があります。)</li> <li>・ご利用方法:電話(0466-35-0155)又は直接窓口にて受付【本社の相談窓口】</li> <li>・株式会社生活科学運営ご入居者相談窓口東京都港区芝4-2-3:電話0120-045-485 FAX03-5427-3171</li> <li>・株式会社生活科学運営個人情報管理係東京都港区芝4-2-3:電話0120-045-485 FAX03-5427-3171</li> <li>・小ウス及び本社での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。</li> <li>【ハウス外の窓口(参考)】</li> <li>・公益社団法人全国有料老人ホーム協会:電話03-3548-1077・藤沢市役所高齢者支援課:電話0466-25-1111(内線3281)・神奈川県高齢福祉課:電話045-210-1111</li> </ul>
事故発生時の対応 (医療機関 等との連携、家族等への連絡 方法・説明等)	万一事故等が発生した場合には、事故対応マニュアルに基づき、応急措置、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医または119番に連絡をとる等、必要な措置を講じます。 また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。
事故発生の防止のための指 針	無・有
損害賠償(対応方針及び損害 保険契約の概要等)	対象サービスの業務遂行中又は遂行後、その業務に起因した事故によって入居者等第三者に対して生命又は身体の障害を与えたり財産に損害を与えた場合に、地震等の天災や戦争、暴動等の不可抗力、入居者の故意による場合を除き、速やかに入居者に対して加入している保険により損害を賠償します。但し、入居者に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることがあります。

公益社団法人全国有料老人 ホーム協会及び同協会の入	協会への加入	無	•	有
居者基金制度への加入状況	入居者生活保証制度への加入	無	•	有

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

### 5 介護を行う場所等

<u> </u>	5 C 11 7 MI/I T	
		当ハウスでは介護は行いません。
要介護時(認知症を含む)に		※但し、介護が必要になった場合は併設するシニアハウス湘南
介護を	:行う場所	辻堂にて別途以下の手続きより介護サービスを受けることが
		できます。
	居室から一時介護室	一時的に、24時間の頻繁な見守り介護等が必要となった場合は、
		医師の意見を踏まえ、本人及び入居契約における身元引受人の意
	へ移る場合(判断基準	見を聴き、同意の上、併設されるシニアハウス湘南辻堂の一時介
	・手続、追加費用の要	護室で見守りを行います。一時介護室での利用は1ヶ月を目安とし
_	否、居室利用権の取扱 い等)	一般居室の利用権は継続します。一時介護室の利用料は月額利
入		用料に含まれています。
を居		3ヶ月の観察期間の後、要介護認定重度又は在宅サービスを
住後		利用しての介護が困難になった場合には、医師の意見を踏まえ
みに		本人及び入居契約における身元引受人の意見を聴き、同意の上、
替居		住みかえとして一般居室から会社の指定する他のハウスの介護
え室		居室へ居室の利用権を移行していただく場合があります。この
る又	一般居室から介護居	場合、一般居室の入居一時金は精算し、新たな追加費用は必要
場は	室へ住みかえる場合	ありません。尚、現在の居室より狭い介護居室(個室)となり
合施	(判断基準・手続、追加	ます。月額費用は住みかえ先の介護居室に準じます。
設	費用の要否、居室利用	一般居室に二人入居され、追加入居一時金免除の場合で、どち
	権の取扱い等)	らか一方が他のハウスの介護居室へ移った場合は、介護居室利
		   用料 (60,000 円/月) を別途お支払いいただくことで利用権を
		取得いただけます。この場合の管理費は一般居室管理費がお一
		人分となりますが、別途月額費用について、住みかえ先介護居
		室に準じお支払いただきます。
	1	

### 6 医療

	名称	特定医療法人 社団若林会 湘南中央病院	
協力医療機関(又は嘱託医	診療科目	内科、外科、泌尿器科、リハビリテーション科他	
	所在地	藤沢市羽鳥1丁目3-43	
)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	ハウスより300m (徒歩4分)	
	協力内容	居宅療養管理指導、緊急時のスタッフへ の指示、看護指導、健康診断の実施、他 の医療機関に入院を要する場合の紹介 ※医療費その他の費用は入居者の自己負 担	

	名 称	
協力歯科医療機関(又は嘱	所在地	
託医)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	
	協力内容	
入居者が医療を要する場合の対応 (入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	は、医療保険制度で支 の手続き代行は管理費	場合の管理費は、7ヶ月目より半額(2人

### 7 入居状況等

( 年 月 日現在)

入居者数及び定員		人(定員		人)				
	男 性	人	、女	性	)	ι		
	自立	人						
入居者の状況	要介護要支援	人 人			(内訳)	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5 要支援 1 要支援 2	人 人 人 人 人	
平均年齢		歳(男性		歳、	女性	歳)		
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役 職員を除く参加者数、主な 議題等)	年 12 回	(予定)						

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定 される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

### 8 職員体制

(1)職種別の職員数等

(満室時想定)

			常勤換算	後の	夜間勤務職員数	備考
		職員数	人数	うち自立対応	(17時~翌9時30分) (最少人数)	(資格・委託等)
	管理者	1(1)				
	生活相談員	2(2)	0.5			
	直接処遇職員	4(4)	1.3			
	介護職員	I				
	看護職員	4(4)	1. 3			
従	機能訓練指導員	_				
業	理学療法士	_				
者	作業療法士	_		/		
0	その他	1				
内	計画作成担当者	-				
訳	医師	1(1)				
	栄養士	1(1)	] /			
	調理員	6(6)				
	事務職員	1(1)	]/			
	生活コーディネーター	9	<u> </u>		1	
	その他職員	_				
	合 計	25 (16)				

- 注1)職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。
  - 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
  - 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
  - 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

#### (2) 職員の状況

(2) 100											
	他の職	他の職務との兼務				1 8	1 あり 2 なし				
管理者			1 b	1 あり							
	兼務に 資材	C係る 各等		資格等	の名称						
			2 7	2 なし							
	看護	看護職員		介護職員生活相認		目談員	機能 指導	訓練 掌員	計画担当	作成 当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の 採用者数											
前年度1年間の 退職者数											

数業	1年未満								
数に応じた職員の人数業務に従事した経験年	1 年以上 3 年未満								
た事し	3 年以上 5 年未満								
 	5 年以上 10 年未満								
数年	10 年以上								
従	従業者の健康診断の実施状況		1 b	りり	2 7	なし			

#### ○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

学生有力第31万/寺// 院足に	8000					
	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18			
要支援者の人数						
要介護者の人数						
指定基準上の直接処遇職員の						
人数 ※16						
配置している直接処遇職員の						
人数 ※17						
要支援者・要介護者の合計数人						
に対する配置直接処遇職員の	:	:	:			
人数の割合						
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時	間時間で除し	て算出			
	生活コーディネーター 早	番 7:45~16:45				
	日	勤 9:00~18:00				
	遅	番 11:00~20:0	0			
従業者の勤務体制の概要	宿直	17:00~翌9:	30			
(	看護職員 9:00~17:00 (月・水・金) ※上記曜日以外の9:00~17:00の間の緊急時対応については、併設する シニアハウス湘南辻堂の看護職員が対応します。					
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		-			

- ※16 常勤換算後の人数。
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

#### ○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

- / 1 / 2 4 / 1 / 1 / - / / 1			
社会福祉士	人(人)	介護職員実務者研修修了者	人(人)
介護福祉士	人(人)	介護職員初任者研修修了者	人(人)
介護支援専門員	人(人)	資格なし	人 (人)

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して 記入する。他の資格を持っている職員を()) に外数で記入する。
- 注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

# 9 入居・退居等

9 入居・退居等					
	55 歳以上の方。共同生活が円満にできること。				
入居者の条件(年齢、心身	身元引受人がいる方*1				
の状況(自立・要支援・要	二人入居の場合の追加入居者は、入居資格を満たしている方。				
介護)等)	但し、夫婦と限りません。親子、友人でも可能です。				
	自らおよび身元引受人等が反社会的勢力に該当しないこと。				
	契約者お一人につき、身元引受人1名を定めていただきます。				
	入居者がご夫婦、兄弟姉妹等(三親等まで)の場合は、お互いに				
	身元引受人になり、その他に第三者お一人を定めていただきます。				
	入居者及び会社の相談を受けることが可能な方で費用などの支払				
身元引受人等の条件及び	について、入居者と連帯して責任を負うことになります。				
義務等	又、入居契約が解除された時に入居者を引き取ることになります。				
找你 寸	*1 身元引受人がたてられない方は、事業者指定の公正証書を別				
	(ペットの飼育)				
11 × 11 = ++ = 11 ++ = = = = = = = = = = = =	別途誓約書を提出のうえ飼育が可能です				
生活保護受給者の受入れ対応					
	(事業者からの契約解除)				
	1 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そ				
	のことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会				
	通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除すること				
	があります。				
	一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入				
	居したとき				
	二 管理費その他の費用の支払を正当な理由なく、しばしば遅				
	滞するとき				
	三 入居契約書第 22 条(禁止又は制限される行為)の規定に				
	違反したとき				
	四 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及				
	ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法及び接				
	遇方法ではこれを防止することができないとき				
施設又は入居者が入居契	2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて				
約を解除する場合の事由	次の各号に掲げる手続きを行います。				
及び手続等 ※19	一 契約解除の通告について 180 日の予告期間をおく				
	二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機				
	会を設ける				
	三解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無につ				
	いて確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、				
	その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協				
	力する				
	3 1 の四によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて				
	前項に加えて次の各号の手続きを行います。				
	一医師の意見を聴く				
	二一定の観察期間をおく				
	4 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに				
	該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告する				
	ことなく、本契約を解除することができます。				

- 一 入居契約書第 48 条 (反社会的勢力の排除の確認) の各号 の確約に反する事実が判明したとき
- 二 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき
- 三 入居契約書第22条(禁止又は制限される行為)第1項第 六号から第八号までの各号に掲げる行為を行ったとき

「参考:入居契約書第22条(禁止文は制限される行為)

入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・ 保管すること
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
- 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
- 四 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣 に著しい迷惑をあたえること
- 五 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること
- 六 目的施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 七 目的施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与えること 八 目的施設に反社会的勢力を入居させ、又は反復継続して反社会的勢力を 出入りさせること
- 2 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の入居者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

施設又は入居者が入居契 約を解除する場合の事由 及び手続等 ※19

- 一 観賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動 植物以外の犬猫等の動物や植物を目的施設又はその敷地内で飼育すること
- 二 居室及びあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共用部分又は敷 地内に物品を置くこと
- 三 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・ 広告等の活動を行うこと
- 四 目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造 等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること
- 五 管理規程その他の文書において、事業者がその承諾を必要と定めるその 他の行為を行うこと

(入居者からの解約)

- 1 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し 入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解 約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るもの とします。
- 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合に は、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算し て30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。

施設又は入居者が入居契 約を解除する場合の事由 及び手続等 ※19 3 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当 した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告すること なく、本契約を解除することができます。

		確約に反する 二 本契約締結 き (入居一時金の返 「3 利用料 解約	時の返還金」のとおり計算し、契約終了日の翌
		自宅等	90日以内に返還します。 人
		社会福祉施設	人
	退去先別の人数	医療機関	人
<del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>		死亡者	人
退年		その他	人
者度			人
退去者の状況前年度における		施設側の申し出	(解約事由の例)
- ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° °	生前解約の状況		人
		入居者側の申し出	(解約事由の例)
体験入居の	の期間及び費用	当該居室に空きのる	ある場合体験入居が可能です。1泊2食付
負担等		7,000円 (税込) で	· + .

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、<u>前払金</u>の返還時期等を正確に記入。

### 10 情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公 開 ( 閲覧 · 写し交付 ) 2 非公開
入居希	入居契約書の公開	1 公 開 ( 閲覧 · 写し交付 ) 2 非公開
望者等への情	管理規程の公開	1 公 開 ( 閲覧 · 写し交付 ) 2 非公開
報開示	財務諸表の公開	1 公 開(閲覧・写し交付) 2 非公開
<b>※</b> 20	事業収支計画の公開	1 公 開 ( 閲覧 ・ 写し交付 ) ② 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なく とも閲覧であることに留意すること。

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

別添3「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書に より説明を行いました。

> 年 月 日 説明者署名 印

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書 により説明を受けました。

> 年 月 日 署名 印 署名

> > K - J - 41 - 4

印

特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)の指定 ( 有 ・無)

区 分			自 並		自 立~要支援 2			
提供サービスの別		利用料金に含まれる サービス	その都度徴収	するサービス	利用料金、自立支援 サービス費※1に含まれる サービス	その都度徴収するサービス		
サービスの提供内容等		提供方法(回数等)	提供方法 (回数等)	金額 (単価)	提供方法(回数等)	提供方法 (回数等)	金額 (単価)	
介護サービス				1			1	
○巡回・安否確認								
・昼間 9:00-17:00	有	1日1回 (ボード)	<del>-</del>		1日1回(ボード)	<del>-</del>		
・夜間 17:00-9:00	有	1日1回(必要時)	<u> </u>		1日1回(必要時)	_		
○食事介助 (形態対応)	有	<u> </u>	形態対応のみ	1食75円	形態対応のみ	<u> </u>		
○排泄介助・おむつ交換	 有	<u> </u>	<del></del>		——————————————————————————————————————			
○おむつ代	有	_	 必要時	実費	_	 必要時	実費	
<ul><li>○入浴介助・清拭</li></ul>	有	<u> </u>	_		<u> </u>			
○特浴介助	有							
○居室からの移動	有							
		<del>_</del>	<del></del>			<del></del>		
○体位交換	有	_	<del>-</del>		_	_		
○身だしなみ介助	有	—	<u> </u>		—	<u> </u>		
○機能訓練	有	<u> </u>	<u> </u>		—	<u> </u>		
○生活リハビリ	有	_	<u> </u>		_	<del>-</del>		
○通院付き添い (病院一覧表内)	有	初回のみ	再診時	10分270円~ 324円	必要時	_		
○通院付き添い (病院一覧表外)	有	_	必要時	10分270円~ 324円	_	必要時	10分270円~ 324円	
○外出介助	有	_	必要時	10分270円	個別対応散歩(週1回)	左記以外	10分270円	
○緊急時対応	有	随時	_		随時	_		
生活サービス								
○居室清掃	有	_	必要時	10分216円	週1回(指定日)	週2回以上	10分216円	
○日常の洗濯	有	—	必要時	10分216円	週1回(指定日)	週2回以上	10分216円	
○環境整備	有	病気時のみ(目安10日間)	左記以外	10分216円	週1回	週2回以上	10分216円	
○居室配膳・下膳	有	病気時のみ(目安10日間)	左記以外	1回216円	必要時	_		
○食事箋による特別な食事	有	カロリー、塩分調整のみ	左記以外	実費	カロリー、塩分調整のみ	左記以外	実費	
○おやっ代	有	_	必要時	実費	_	必要時	実費	
○理美容師による理美容サービス	有	_	必要時	実費	—	必要時	実費	
○買い物代行	有	_	必要時	10分216円	週1回(指定日)	週2回以上	10分216円	
○役所手続き代行	有	_	必要時	10分216円	月1回(指定日)	月2回以上	10分216円	
○支払い代行(立替払い)	有	フロント対応のみ	左記以外	10分216円	フロント対応のみ	左記以外	10分216円	
○新聞・郵送物等の管理	有	不在時のみ	左記以外	10分216円	必要時	<u> </u>		
〇代読・代筆 〇 忠 毛 日 符 の // (符	有	- ファンカルドナル ファント カリー・	必要時	10分216円	必要時		1 TO 1 0 TO	
○貴重品類の保管 健康管理サービス	有	入院、判断力低下等の場合	左記以外	1回216円	入院、判断力低下等の場合	左記以外	1回216円	
健康管理サービス 	 有		必要時	10分324円	必要時			
<ul><li>○ハイタルラェック</li><li>○健康診断のご案内</li></ul>	有	 年1回は管理費内 にて実施		——	必要时 年1回は管理費内 にて実施			
 ○健康相談	 有	随時			に く 美旭 随時	_		
○ 生活指導・栄養相談	 有	随时 随時			随時			
		10世代	小無吐	10/\2040		_		
○薬の仕分け管理・服薬支援	有	<del></del>	必要時	10分324円	必要時	<u>—</u>		
○生きがい支援マネジメント	有	_	_		週1~3回		1	
入退院時、入院中のサービス ※2								
○入退院時の付き添い (病院一覧表内)	有	必要時	<u> </u>	10 / 070 / 1	必要時	_	10/\070#	
<ul><li>○入退院時の付き添い (病院一覧表外)</li></ul>	有	_	必要時	10分270円~ 324円	_	必要時	10分270円~ 324円	
○入院中の見舞い訪問 (病院一覧表内)	有	週1回	週2回以上	週2回以上 10分216円	週1回	週2回以上	週2回以上 10分216円	
<ul><li>○入院中の見舞い訪問</li></ul>	有	_	必要時	10分216円	_	必要時	10分216円	

※1:自立支援サービスは、介護保険の申請を前提とした認定時までのサービスとなります。ハウス長の判断により、自立支援ケアプランに基づいたサービス提供を行います。 ※2:入退院時、入院中のサービスは、全て病院一覧表を参照ください。

注)上記サービスに関わる交通費は実費入居者負担です。但し、緊急時対応及び週1回のお見舞いについては除きます。

**別添3** 作成年月日: 2017年7月1日

# 神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

_	(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の <b>主な</b> 項目について、適合の有無を確認するものです。)					
No.	指針項目	設備の有無	適合·不適合	<u>不適合</u> となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)	
1	居室 (一時介護室)			□ 個室ではない(相部屋がある)。 □ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 □ 界壁で区分されていない。 □ 地下に居室がある。 □ 出入口が空地、廊下又は広間に直接面していない。	併設するシニアハウス 湘南辻堂に設置	
2	食堂	有	適合	□ 手指を洗浄する設備がない。		
3	浴室	有	適合	<ul><li>□ 手すりがない。</li><li>□ スロープがない。</li><li>□ 浴槽用リフトがない。</li><li>(要介護者等を入居対象とする場合)</li><li>□ 介護浴槽(機械浴等)を設けていない。</li></ul>		
4	便所	有	適合	□ 居室内未設置又は居室の近くにない。 □ 常夜灯がない。 □ 手すりがない。 □ 共用使用の便所が男女別に整備されていない。		
5	洗面設備	有	適合	<ul><li>□ 居室内未設置又は居室の近くにない。</li><li>□ 車椅子使用者に対応していない。</li><li>□ 手すり等がない。</li><li>□ 洗剤等を保管する設備がない。</li></ul>		
6	医務室 (健康管理室)	無	選択して ください	□ 医薬品等を錠付ロッカーなどで管理していない。 (介護付有料老人ホームの場合) □ 医務室(又は健康管理室)を設置していない。	- 併設するシニアハウス 湘南辻堂に設置	
7	談話室	有				
8	面談室	有				
9	汚物処理室	無	選択して ください	□ 居室のある階ごとに設置していない。	併設するシニアハウス 湘南辻堂に設置	
10	看護·介護職員室	非該当	選択して ください	(介護付有料老人ホームの場合) □ 居室のある階ごとに設置していない。 □ 談話室や廊下等を見通すことができる形状となっていない。		
11	エレベーター	有	適合	<ul><li>□ ストレッチャーを収納できない。</li><li>□ 手すり等がない。</li></ul>		
12	スプリンクラー	有				
13	緊急通報装置	有	適合	<ul><li>(未設置箇所)</li><li>□ 居室 □ 一時介護室 □ 浴室</li><li>□ 脱衣室□ 便所 □ エレベーター</li></ul>		
14	廊下		適合	□ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 □ 手すり等がない。 □ 両側に手すりがない。 □ 連続して手すりが設けられていない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。		
15	居室等の出入口		適合	□ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。		
	その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)					

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)
例(夜間対応職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)